ホームページのご案内

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人とは

土壌汚染対策法に基づく指定支援法人とは、法に 定める支援業務(助成金交付、照会・相談、普及・啓 発)を適正かつ確実に行うことができると環境大臣 より認められ、指定を受けた者をいいます。(土壌汚 染対策法 第44条)

公益財団法人日本環境協会が指定支援法人に指定されています。

指定支援法人は、支援業務を実施するにあたり、 業務に必要な資金に充てることを条件とした政府からの補助金と民間からの出えんによる土壌汚染対 策基金を設置し管理しています。(土壌汚染対策法 第46条)



土壌汚染対策法に基づく指定支援法人のホームページを開設し、各事業の詳細な情報を掲載しております。

http://www.jeas.or.jp/dojo/

助成金交付

助成金交付のしくみ、助成金交付を受けられる条件、手続きの流れ、助成実績などを掲載しています。

一般相談

土壌汚染の調査や対策等に関する質問・相談を電話やメール等で受付けています。

助成交付相談

助成金交付に関する質問・相談を電話やメール等で受付けています。

セミナー情報

主催セミナーや共催セミナーの情報を掲載しています。

各種パンフレットその他の資料の配布等

各種パンフレットのダウンロード、郵送申込みやパネルの 貸出申込みはホームページから受付けています。

講師の派遣

講師派遣の対象団体やお申し込み方法を掲載しています。

公益財団法人 日本環境協会 土壌環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190

E-mail: dojo@jeas.or.jp



土壌汚染対策法に基づく指定支援法人



助成金交付事業

照会•相談事業

普及·啓発事業

要措置区域内において汚染の除去等の措置 (対策)を行う土地所有者等*1に対して助成を 行う、都道府県等*2に対し助成を行います。

- *1 土地所有者、管理者、占有者
- *2 都道府県及び土壌汚染対策法で定められている政令市

助成対象となる条件は、以下の3つの要件全てを満たしていることが必要です。

- (当該地が)要措置区域に指定され、汚染除去等計画 の作成及び提出指示が出されている(またはその予 定である)
- 土地所有者等が汚染原因行為に関与しておらず、汚染原因者が不明または不存在である
- ●土地所有者等が費用負担能力の基準を満たしている (基準は環境省告示で定められています)

土壌汚染対策法に基づいた調査や対策を行お うと考えている方、助成金交付の申請を考え ている方の質問・相談等を無料で受付けてい ます。

一般相談

土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置(対策)についてのご質問・ご相談を電話・ファックスやメールで受付けています。当協会の専門相談員がご回答いたします。

このほか、無料セミナーの開催時等に出張相談会を実施しています。当協会での相談日や出張相談会の予定は、ホームページでご確認ください。

土壌汚染対策を円滑に進めるためには、関係者間の相互理解がかかせません。このようなリスクコミュニケーションをスムーズに行うため、知識の普及・啓発に努めています。

パンフレットその他の資料の作成・配布等

土壌汚染対策法やリスクコミュニケーション等を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、無料で公開・配布しています。このほか、展示用パネルの貸出なども行っています。

※資料送付をご希望の場合は、送料はご負担いただいております。

助成金交付の流れ



(注)数字は、対策事業費を1とした場合のそれぞれの負担割合(基本ケース)

対象事業費を1として、例えば土地所有者等に対する都道府県等の助成率が3/4の場合

- ●基金からは1/2、都道府県等からは1/4が、都道府県 等を通じて土地所有者等に助成されます。
- ●残りの1/4が土地所有者等の負担となります。

助成交付相談

助成金の交付を受けたいと考えている方を対象に、助成金交付のための条件や手続等のご不明な点に関して面談相談を行っています。まずは電話・メール等でご相談いただき、その上で必要に応じ面談による相談をお受けします。

ご利用にあたっては、協会ホームページに掲載している 「助成金交付条件」や「助成金交付相談利用手引」をご確認ください。



無料セミナーの開催

環境省と共催で毎年土壌汚染対策に関する無料セミナーを開催しています。

専門知識をもった講師の派遣

自治体やNPOなどの団体が普及・啓発のため土壌汚染に関するセミナーや講習会を開催する際に、専門知識をもった講師をご紹介・派遣しています。